

## 京都大学受動喫煙防止基本方針

令和2年3月25日制定

国立大学法人京都大学

### (目的)

第1 この基本方針は、京都大学(以下「本学」という。)における受動喫煙防止に係る基本方針を定め、もって望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とする。

### (喫煙場所の設置)

第2 本学のすべてのキャンパスにおいて、屋内での喫煙を禁止する。屋外では、喫煙場所に指定された場所を除き、喫煙を禁止する。

第3 本学では、必要以上の喫煙場所を設けない。

### (受動喫煙の防止)

第4 本学は、受動喫煙を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 喫煙場所とそれ以外の場所を明確に区別し、非喫煙者が喫煙場所を視認しやすくするよう、三角コーンやバリケード、ゼブラテープ等により、喫煙場所を区画する。
- (2) 非喫煙者が喫煙場所に近づかないよう、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を、喫煙場所及びその周辺に掲示する。
- (3) 喫煙場所は、建物の裏や屋上等、キャンパスを利用する者が通常立ち入らない場所に設置する。
- (4) 近隣の建物や公道に隣接するような場所に、喫煙場所を設置しないように配慮する。

### (喫煙場所の届出及び管理)

第5 部局等は、喫煙場所の設置又は変更の際には、第3の規定の趣旨に鑑み、衛生委員会等の議を経たうえで、総長に届け出る。

第6 環境安全保健機構は、喫煙場所を把握し、漸次削減を推進する。

第7 部局等は、環境安全保健機構による指導及び助言の下、設置した喫煙場所の管理を行う。

### (たばこ類の販売)

第8 本学のすべてのキャンパスにおいて、たばこ類の販売を禁止する。

### (周知啓発)

第9 環境安全保健機構は、学生及び教職員に対し、喫煙及び受動喫煙による健康への影響、受動喫煙防止対策等について周知啓発を行う。

### 附 則

この基本方針は、令和2年4月1日から実施する。